

# なぜ還付になるの? 市が税額計算を誤っているの?



## これは制度上によるもので、

### 市が税額計算を誤っていたものではありません。

公的年金からの特別徴収は、地方税法により当該年度の年税額を 4 月から翌年 の 2 月までの年金で天引きをすることと定められています。

4月・6月・8月の年金からは前年度年税額の6分の1相当額を天引きし(仮徴収)、10月・12月・2月の年金からは年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた額の3分の1相当額を天引きします(本徴収)。

この仕組みは、昨年度と今年度の年税額に大きな差がない場合は、問題ありません。しかし、医療費控除等の申告により所得控除が増え、昨年度に比べ市県 民税額の減少があった場合などに還付が発生します。(年税額より仮徴収額が大きい場合)→下記の例参照

#### (例)

## ● 昨年度の年税額 90,000 円が、今年度 105,000 円になった場合

| 徴収方法   | 仮徴収               |         |         | 本徴収                          |         |         |
|--------|-------------------|---------|---------|------------------------------|---------|---------|
| 支給月    | 4 月分              | 6 月分    | 8 月分    | 10 月分                        | 12 月分   | 2 月分    |
| 特別徴収税額 | 15,000円           | 15,000円 | 15,000円 | 20,000円                      | 20,000円 | 20,000円 |
| 計算方法   | 90,000円÷6=15,000円 |         |         | (105,000円-45,000円)÷3=20,000円 |         |         |

## ● 昨年度の年税額 90,000 円が、今年度 25,000 円になった場合

| 徴収方法   | 仮徴収     |         |      | 本徴収   |       |      |
|--------|---------|---------|------|-------|-------|------|
| 支給月    | 4月分     | 6 月分    | 8 月分 | 10 月分 | 12 月分 | 2 月分 |
| 特別徴収税額 | 15,000円 | 15,000円 | 0 円  | 0 円   | 0 円   | 0円   |
| 年税額    | 15,000円 | 10,000円 | 0 円  | 0円    | 0円    | 0円   |
| 還付額    | 0円      | 5,000円  | 0円   | 0 円   | 0 円   | 0円   |

年税額が6月に決定するため、還付が発生します。